

議案第43号

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>

から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から <u>5年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から <u>3年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月</p>

1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第6条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から <u>5年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から <u>3年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間（鳥取県立福原荘にあっては、3年間）</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

（鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>

から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>5年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>3年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第11条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>

から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

別表第3（第14条関係）

区 分	使 用 料		
	単 位	金 額	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
略			
<u>第7条</u> <u>第1項</u> 又は第 <u>2項</u> の 許可	略		

備考 略

から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

別表第3（第14条関係）

区 分	使 用 料		
	単 位	金 額	
		非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
略			
<u>第3条</u> <u>第1項</u> 又は第 <u>2項</u> の 許可	略		

備考 略

（鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例（昭和59年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）</p>

から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例(平成11年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>5年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>3年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該</p>

日) から 5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

日) から 3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>5年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>3年間</u> とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>教育委員会</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する<u>知事</u>の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

（鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第19条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p>

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。